

<p>物品又は役務の名称及び数量</p> <p>(1) 名称</p> <p>(2) 物品調達又は業務内容</p> <p>(3) 物品調達時期又は履行期間</p> <p>(4) 履行場場所</p>	<p>(1) 岩国ポートビル周辺支障木撤去及び処分</p> <p>(2) 住宅側の支障木（高木）伐採作業</p> <p>(3) 5月8日から5月31日の間</p> <p>(4) 岩国市新港町 地内</p>
<p>見積書を提出させる者の選定に係る基準（契約申込に要する資格）</p>	<p>○障害者総合支援法に規定する</p> <ul style="list-style-type: none"> ・障害者支援施設 ・地域活動支援センター ・障害福祉サービス事業を行う事業所として指定されている施設 <p>○障害者基本法に規定する小規模作業所</p> <p>○上記施設に準ずる者として、知事の認定を受けた者</p> <p>○山口県内に事業所を有すること</p>
<p>契約相手方の決定の方法</p>	<p>(1) 見積合わせを行い、予定価格の制限の範囲内で最低価格を提示した者を契約の相手方とする。</p> <p>(2) 見積書の提出が1者のみであった場合は、予定価格の制限の範囲内であるかを確認の上、当該の者を契約の相手方とする。</p>
<p>見積書の提出方法</p>	<p>(1) 提出期限 令和5年5月8日12時</p> <p>(2) 提出先 住 所：岩国市新港町四丁目26-5 所 属：岩国港湾管理事務所 連絡先：0827-22-2271</p>

仕 様 書

業務名：岩国ポートビル周辺支障枝撤去及び処分

業務内容：下記写真の支障枝撤去及び処分

(伐採部分の詳細については、見積金額範囲内で相談させていただきます。)

高所作業車が必要。

業務期間：令和5年5月8日～令和5年5月31日までの間

その他：

- ①作業日について、近隣へ周知したいため、日程がわかり次第（遅くとも2日前までには）岩国港湾管理事務所へお知らせください。
- ②作業完了後は、業務実施前後の写真を提出してください。



隣の家にかからない程度に伐採。



標識が見えるように伐採。他支障枝伐採。(要相談)



位置図



「この地図は、国土地理院の地理院地図(電子国土Web)の一部を掲載したものである。」